

議員提出議案第 8 号

三朝町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成30年12月18日

提出者 三朝町議会議員 吉 田 道 明

賛成者 三朝町議会議員 藤 井 克 孝

賛成者 三朝町議会議員 清 水 成 眞

賛成者 三朝町議会議員 山 口 博

賛成者 三朝町議会議員 石 田 恭 二

三朝町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

三朝町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年三朝町条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項を削り、同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改正後	改正前
附 則 1 及び 2 略	附 則 1 及び 2 略 <u>3 平成29年12月 1 日を支給基準日とする議会の議員の期末手当の額については、第 7 条の規定にかかわらず、三朝町町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（平成29年三朝町条例第18号）の規定による改正後の三朝町町長等の給与及び旅費に関する条例（昭和45年三朝町条例第 5 号）第 4 条の規定を準用する。この場合において「町長等」とあるのは「議会の議員」と、「給料月額」とあるのは「三朝町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年三朝町条例第19号）第 2 条に定める報酬月額」と読み替えるものとする。</u>
<u>3 平成30年12月 1 日を支給基準日とする議会の議員の期末手当の額については、第 7 条の規定にかかわらず、三朝町町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（平成30年三朝町条例第 号）の規定による改正後の三朝町町長等の給与及び旅費に関する条例（昭和45年三朝町条例第 5 号）第 4 条の規定を準用する。この場合において「町長等」とあるのは「議会の議員」と、「給料月額」とあるのは「三朝町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年三朝町条例第19号）第 2 条に定める報酬月額」と読み替えるものとする</u>	

る。	
----	--

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の三朝町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成30年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

2 新条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の三朝町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて平成30年12月1日を基準日として支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。この場合において、算定される期末手当に係る差額については、三朝町町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（平成30年三朝町条例第 号）の規定の適用を受ける職員の例による。